

資料編

- 1 狛江市緑の保全に関する条例
- 2 検討経緯
- 3 市民及び小・中学生アンケート結果概要
- 4 ワークショップ結果概要
- 5 用語解説

1 狛江市緑の保全に関する条例

○狛江市緑の保全に関する条例

平成11年12月28日条例第26号
改正

平成25年3月29日条例第4号

平成26年3月31日条例第6号

平成30年10月11日条例第29号

狛江市緑の保全に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 緑地の保全（第6条—第10条）
- 第3章 緑化の推進（第11条—第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、狛江市民が快適な生活を送るために、積極的に緑地の保全及び緑化の推進（以下「緑地の保全等」という。）を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 樹林、草地、水辺地、古墳及び生き物の生息地のほか、これらに類するものをいう。
- (2) 緑化 樹木、草花等の植物を増やし、育て、及び残すことをいう。
- (3) 市民等 市内に在住する者、市内の施設又は土地を所有する者、市内の施設又は土地の所有権以外の権原を有する者及び市内の在勤者又は在学者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (5) 開発事業 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「まちづくり条例」という。）第33条に規定する開発等事業、まちづくり条例第56条第1項に規定する大規模開発等事業及びまちづくり条例第67条第1項に規定する小規模開発等事業並びにそれ以外の事業をいう。

(6) 土地所有者等 市内の土地を所有する者又は市内の土地の所有権以外の権原を有する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、緑の基本計画を定め、緑地の保全等について、総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

2 市は、緑地の保全等のために必要な情報収集に努め、市民等及び事業者に対して、必要な知識の普及及び意識の高揚を図るための広報活動を実施し、市民等及び事業者の提案並びに意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、緑地の保全等を図るため自ら努めるとともに、市及び事業者が実施する緑地の保全等の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うにあたって緑地の保全等を図るために自ら必要な措置を講じるとともに、市及び市民等が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 緑地の保全

（保存樹木等の指定）

第6条 市長は、緑地の保全等のために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹林（以下「樹木等」という。）を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）に指定することができる。この場合において、市長は、樹木等の所有者及び権原を有する者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

2 樹木等を狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号）により指定したときは、この条例で保存樹木等に指定したものとみなす。

3 市長は、保存樹木等を指定するときは、その旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。

4 前項の保存樹木等の指定は、告示の日からその効力を生じる。

(標識の設置)

第7条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、標識を設置しなければならない。

(補助)

第8条 市長は、保存樹木等の所有者に対し、保存樹木等の保全等に要する費用について、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(届出事項)

第9条 保存樹木等の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 所有者等の氏名又は住所が変更したとき。
- (2) 保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (3) やむを得ず保存樹木等を伐採しなければならないとき。
- (4) 保存樹木等の維持管理上、考慮すべき事態が予知されるとき。

(解除)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
 - (2) やむを得ず保存樹木等を伐採したとき。
 - (3) その他市長が指定を解除する必要があると認めた場合
- 2 市長は、保存樹木等の指定を解除するときは、その旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。
- 3 前項の保存樹木等の指定の解除は、告示の日からその効力を生ずる。

第3章 緑化の推進

(公共施設における緑化)

第11条 市長は、市が設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎等の施設及び当該施設の土地を規則で定める基準により緑化するよう努めなければならない。

(民間施設における緑化)

第12条 市内で開発事業を行う土地所有者等は、所有権又はそれ以外の権原を有する土地について、規則で定める基準により緑化するよう努めなければならない。

(苗木の供給)

第13条 市長は、緑化の推進のため、苗木の供給について必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(狛江市環境の保全に関する条例の廃止)
- 2 狛江市環境の保全に関する条例(昭和48年条例第16号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の狛江市環境の保全に関する条例の規定によりなされた指定その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた指定その他の行為とみなす。

付 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月31日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成30年10月11日条例第29号抄)

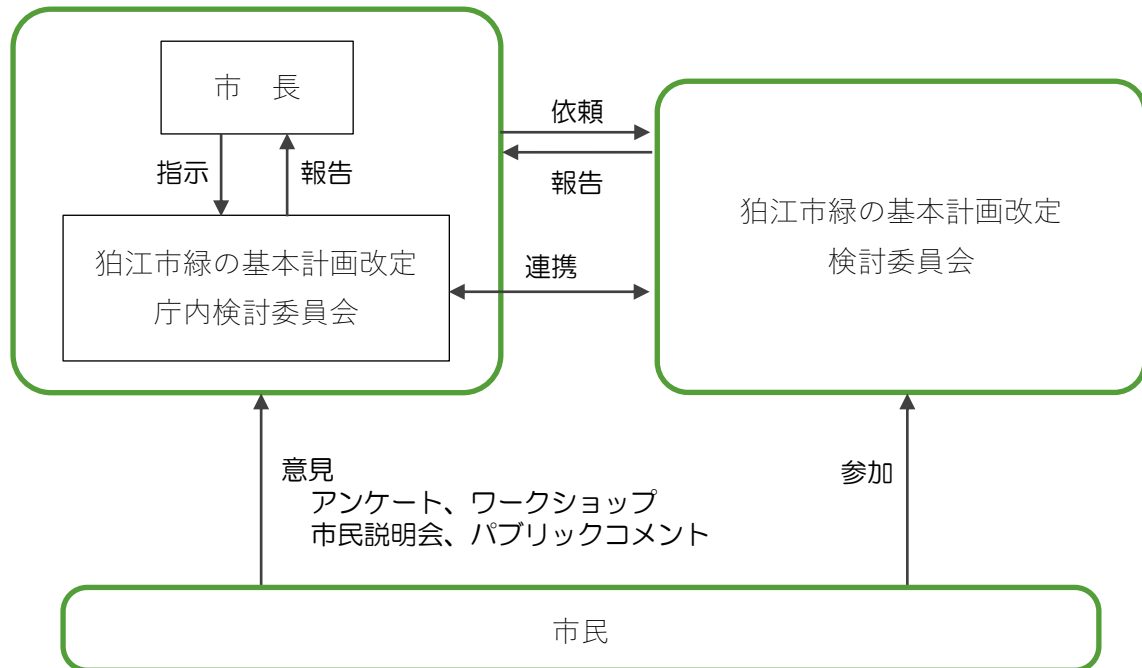
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 検討経緯

(1) 検討体制

本計画は、学識経験者、緑の保全に関する関係者、農業従事者、市民で構成する「狛江市緑の基本計画改定検討委員会」を中心に、以下に示す体制で改定を行いました。



(2) 検討経過

開催日	会議等	内容
平成 30 (2018) 年度		
平成 30 年 8 月 22 日	第 1 回庁内検討委員会	1 狛江市緑の基本計画の改定について 2 市民・小中学生アンケートの実施について 3 現行計画の進捗状況に関する庁内調査について
9 月 10 日	第 1 回検討委員会	1 委嘱状伝達 2 委員自己紹介、事務局紹介 3 委員長・副委員長の選出 4 市長挨拶・依頼 5 委員会の進め方について 6 狛江市緑の基本計画の改定について 7 現行計画の進捗状況について 8 アンケート調査の実施について
10 月	市民及び小・中学生アンケート	
11 月 7 日	第 2 回検討委員会	1 現地視察 2 視察場所振り返り

開催日		会議等	内容
平成 30 年	12月11日	第2回庁内検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 市民・小中学生アンケート結果について 3 現状と課題の方向性について 4 ワークショップの実施について
	12月19日	第3回検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 市民・小中学生アンケート結果について 3 現状と課題の方向性について 4 ワークショップの実施について
平成 31 年	2～3月	市民ワークショップ（全3回）	
平成 31（2019）年度			
平成 31 年	4月18日	第3回庁内検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 アンケートの結果報告について 3 ワークショップの実施結果について 4 課題の整理と次期計画の骨子について
令和元年	5月14日	第4回検討委員会	1 緑の実態調査結果について 2 アンケートの結果報告について 3 ワークショップの実施結果について 4 課題の整理と次期計画の骨子について
	6月4日	第5回検討委員会	1 次期計画の目標及び施策について
	8月9日	第4回庁内検討委員会	1 目標の見直しについて 2 計画の進め方（推進体制、進行管理）について 3 狛江市緑の基本計画（たたき台）について
	8月19日	第6回検討委員会	1 目標の見直しについて 2 計画の進め方（推進体制、進行管理）について 3 狛江市緑の基本計画（たたき台）について
	9月30日	第5回庁内検討委員会	1 狛江市緑の基本計画（中間報告案）について 2 パブリックコメント及び市民説明会の実施について
	10月2日	第7回検討委員会	1 狛江市緑の基本計画（中間報告案）について 2 パブリックコメント及び市民説明会の実施について
	10月16日	狛江市環境保全審議会	中間報告案報告
	11月15日 ～ 12月16日	パブリックコメント	
	11月21日 23日	市民説明会	
令和 2 年	1月24日	第6回庁内検討委員会	1 パブリックコメント及び市民説明会実施結果について 2 狛江市緑の基本計画（案）について
	1月29日	第8回検討委員会	1 パブリックコメント及び市民説明会実施結果について 2 狛江市緑の基本計画（案）について

(3) 委員名簿

① 狛江市緑の基本計画改定検討委員会

◎：委員長、○：副委員長

選出区分	氏名	所属
学識経験者	◎ 宮林 茂幸	東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	○ 下嶋 聖	東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科 准教授
緑の保全に関する関係者	高木 生一	(株) 高木造園
農業従事者	荒井 悟	狛江市農業委員会
市民	加古 厚志	公募市民
	池座 俊子	公募市民
	中村 麻子	無作為抽出
市職員	清水 明	狛江市環境部長

② 狛江市緑の基本計画改定庁内検討委員会

◎：委員長、○：副委員長

職名	氏名
環境部長	◎ 清水 明
環境政策課長	○ 植木 崇晴
政策室長	田部井 則人
施設課長	岩淵 一夫
地域活性課長	片岡 晋一
下水道課長	一瀬 隆文
まちづくり推進課長	三宅 哲
道路交通課長	遠藤 慎二
整備課長	遠藤 克哉

(4) パブリックコメント及び市民説明会

①実施概要

パブリックコメント	実施期間：令和元年11月15日（金）から12月16日（月）まで 公表方法：広報こまえ（令和元年11月15日号）への掲載、市ホームページへの掲載、環境政策課窓口での閲覧 提出方法：環境政策課への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、市ホームページ専用フォームによる送信 対象者：市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 提出者数：4名 意見件数：10件
市民説明会	■第1回 日時：令和元年11月21日（木）午後7時から 場所：狛江市役所502・503会議室 参加者数：1名 ■第2回 日時：令和元年11月23日（祝）午後2時から 場所：狛江市役所502・503会議室 参加者数：7名

②パブリックコメントでの主な意見

- ・比較的小規模な公園にも防災関係の資機材が設備できるとよいと思う。
- ・街路樹とガードレールがなんらかの形で共用できるとさらに緑化が進むのではないか。
- ・市民アンケートで樹林地の保全に協力する回答者が1/4いたことから、人材育成をもっと積極的に行ってはどうか。等

※具体的事業の提案や既に計画に掲載している事業についての意見は、今後の進行管理表の作成及び実際に施策の詳細を検討する段階において参考とします。

3 市民及び小・中学生アンケート結果概要

(1) 調査概要

①目的

「①狛江市の緑の現状評価」、「②将来像・基本方針・目標」、「③施策の方向性」の検討材料として、市内の公園・緑地の量や質に対する市民の認識、重視する施策、緑に関わる活動への参加・協力意向などを明らかにすることを目的に、市民、小・中学生を対象としたアンケートを実施しました。

なお、設問の設定に当たっては、過去の調査(平成 10(1998)年度、平成 23(2011)年度)からの意識変化、他機関の類似調査との比較についても留意しました。

②対象・調査方法・有効回答数など

	市民アンケート	小・中学生アンケート
調査対象	① 住民基本台帳から無作為抽出した 18歳以上の市民 1,500人 ② 市民モニター登録者 96人	狛江市内に在学する 小学4年生 (587人) 中学2年生 (454人)
調査方法	① 郵送調査法、無記名方式 ② 電子メールによる調査	各学校において調査票を配布及び回収
調査期間	平成 30 (2018) 年 11 月 1 日 (木) ～11 月 22 日 (木)	平成 30 (2018) 年 10 月 26 日 (金) ～11 月 22 日 (木)
回収結果	①有効回収数：511件 有効回収率：34.1% ②有効回収数：42件 有効回収率：43.8%	小学4年生 566通 (回収率 96.4%) 中学2年生 405通 (回収率 89.2%)

※市民アンケートの結果については、①住民基本台帳から無作為抽出した市民の回答結果のみを報告します。

③その他

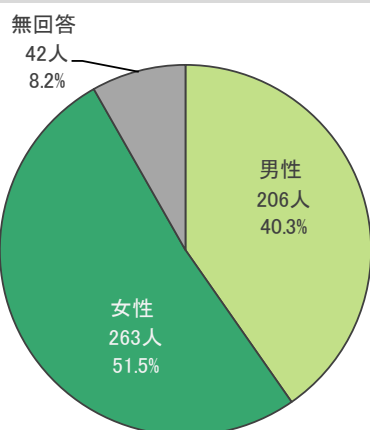
回答結果の百分率(%)の表示は、四捨五入をしているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 市民アンケート結果

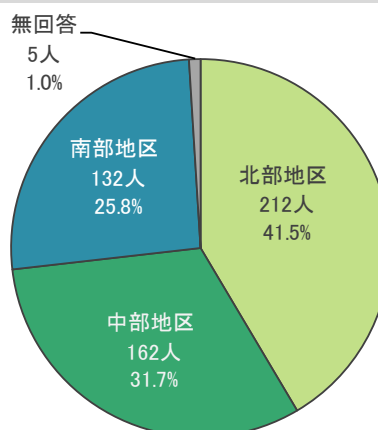
①回答者の属性

- 回答者の性別は、男性約 40%に対し、女性約 50%で、女性がやや多い。
- 居住地区は、北部地区、中部地区、南部地区の順に多い。
- 年齢（満年齢）は 70 歳以上が多く、18～29 歳が少ないが、30 代から 60 代は概ね 15～20%で同程度の割合となっている。
- 市内居住年数は、20 年以上が約 50%を占めている。

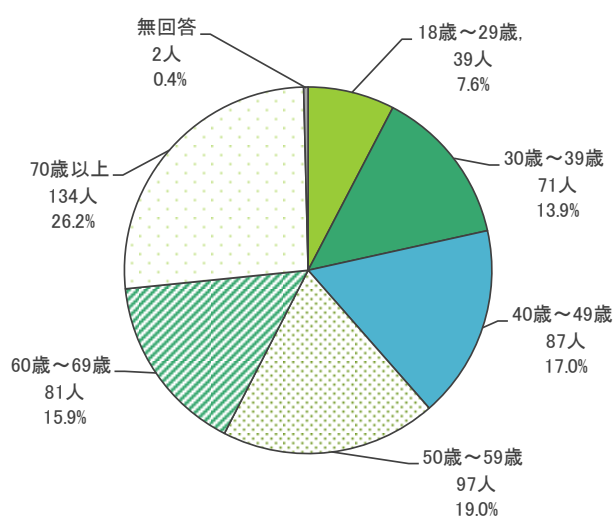
性別



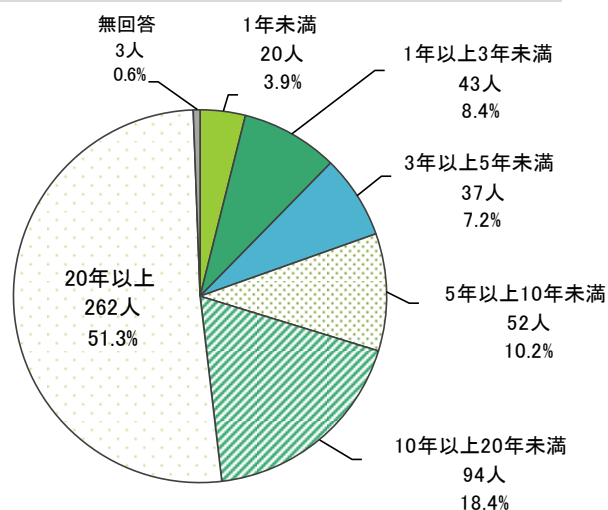
居住地区



年齢（満年齢）



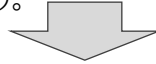
市内居住年数



②緑の量について

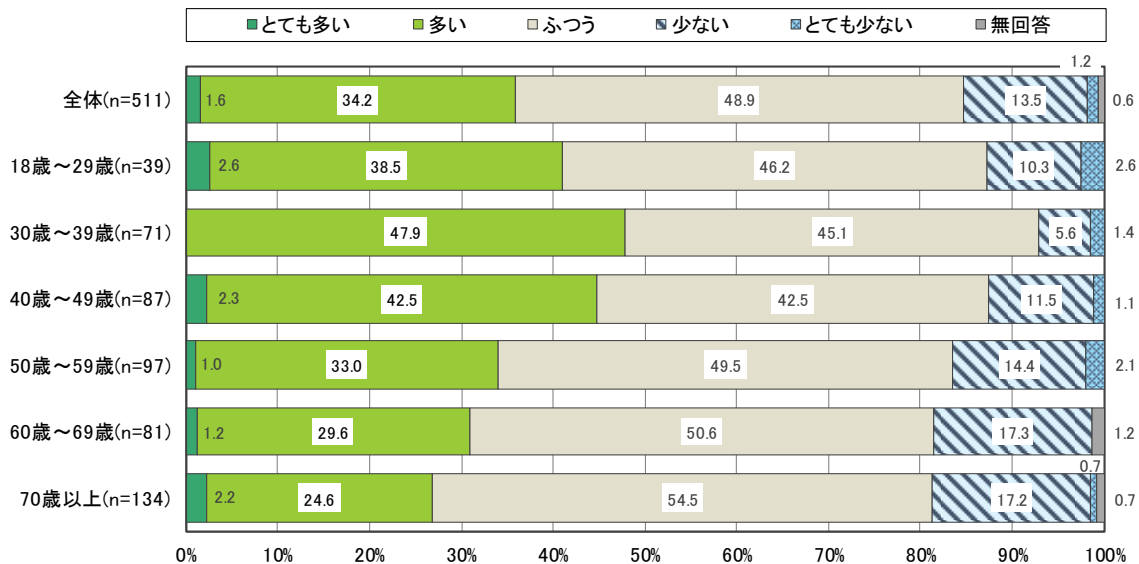
○緑の量は「ふつう」「多い」と認識されているが、年齢層が高くなるほど、「多い」と感じる割合は低下する（問1）。また、近年、減少傾向にあると感じられており、居住年数が長い人ほど減少したと感じている（問2）。認識の地域差は小さく、緑の実態調査の結果と市民の認識は概ね同じ傾向を示している。

○日常的な緑との触れ合いは、水辺や緑道の散歩、庭やプランターに植えた植物の手入れ、公園の利用という回答が比較的多く（問4）、緑や水辺、四季の移り変わりを感じられる風景に愛着を感じている（問5）。

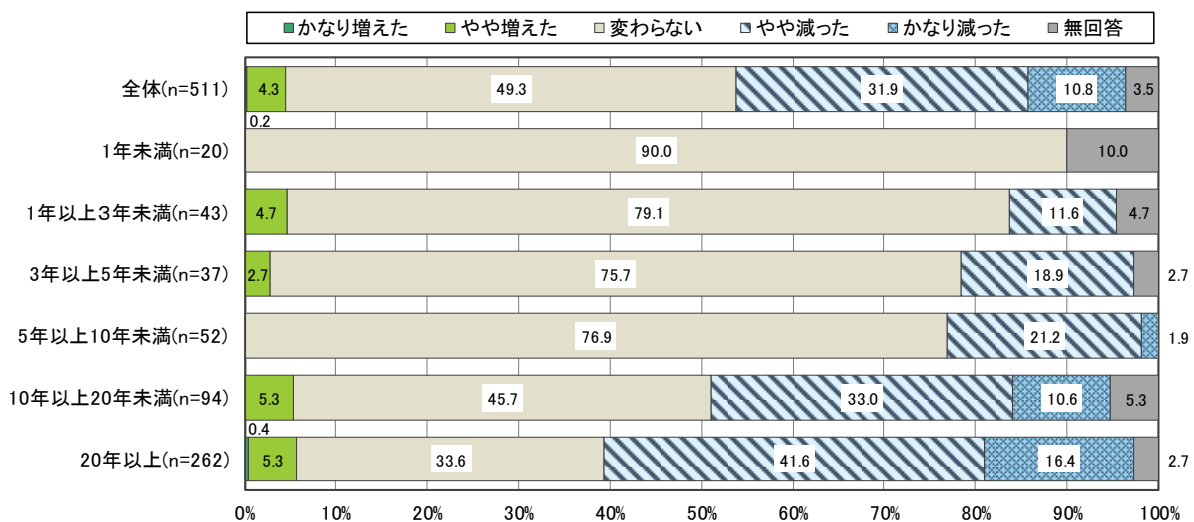


単に緑の量を確保するのではなく、市民が大切に思う緑の風景、市民の日常生活に密着した緑の維持、育成が重要である。

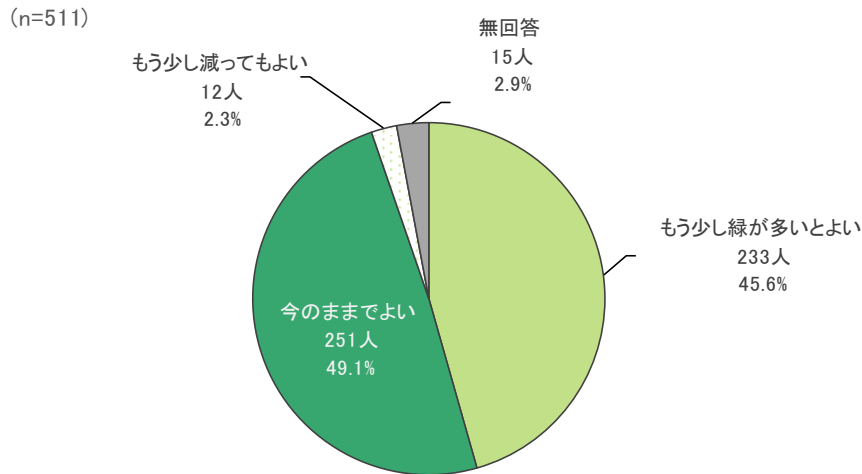
問1 狛江市の緑の量について × 年齢



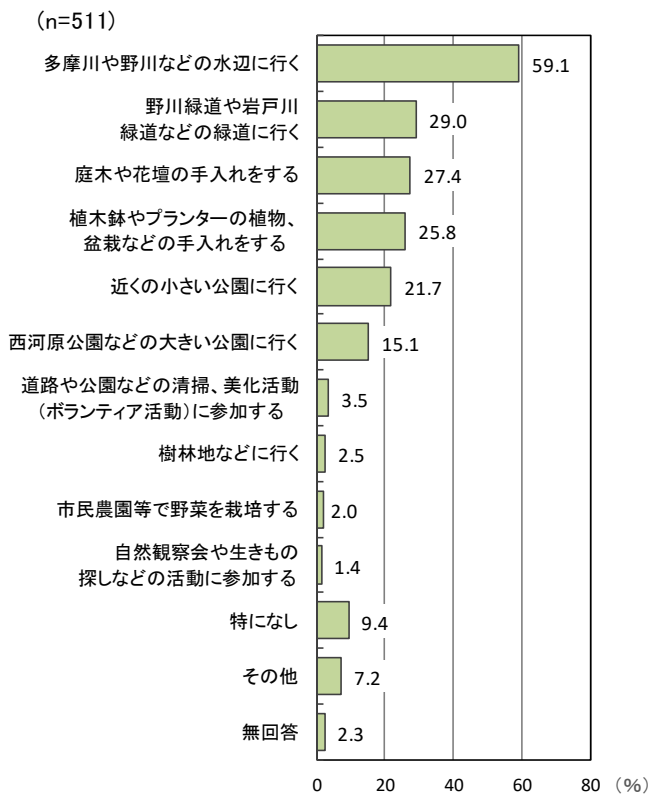
問2 最近（ここ5年間くらい）の狛江市の緑の量の変化 × 居住年数



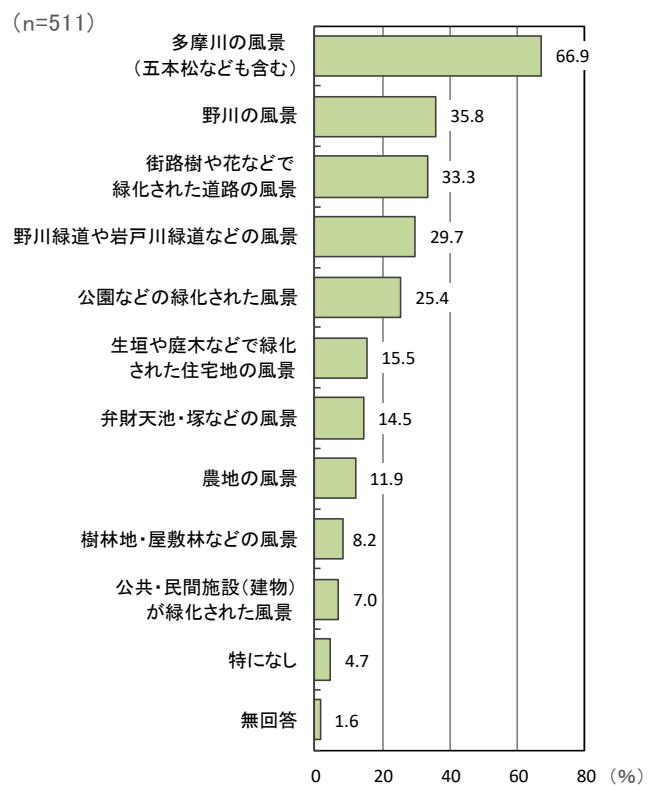
問3 お住まいの近くの「緑」に対する意向



問4 緑との触れ合い (3つまで複数回答可)



問5 大切にしたい緑の風景 (3つまで複数回答可)



③身近な公園について

○5割近くの人が月に1回以上公園を利用する一方、ほとんど利用しない人が3割程度いる（問6）。年齢別では、30代と70歳以上において月に1回以上利用する割合が他世代より高い。

○住まいの近くの公園に対する満足度では、高齢者や障がい者の利用やベビーカーの通行、施設や樹木などの状態を不満とする割合が他項目より高い（問7）。また、管理状況（問8）について「特に不満がない」の割合は、国土交通省「都市公園利用実態調査」（平成26（2014）年度）より、今回調査の方が低い。

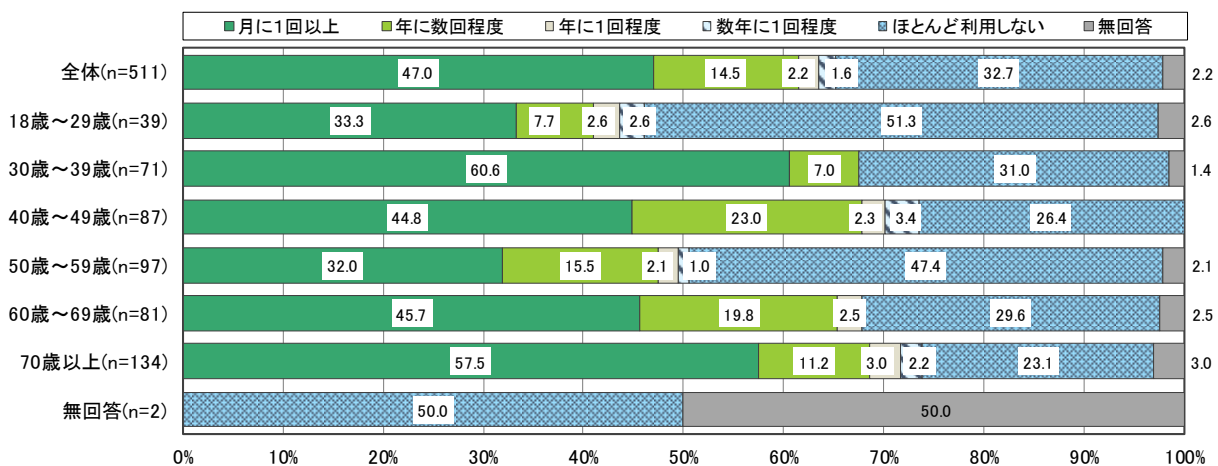
○住まいの近くに欲しい公園として、ベンチや日陰、水場がありゆっくり休むことができる公園、子どもを安心して遊ばせられる公園といった「安心して憩える公園」、緑や花がきれい、散歩を楽しむことができるといった「緑や花の彩りを楽しめる場」が求められている（問9）。

○今後の公園の管理・運営について重要だと思うことについても、緑の管理、安全対策、清掃の充実といった日常的に利用する上での安全性、快適性を求める回答が多い（問10）。

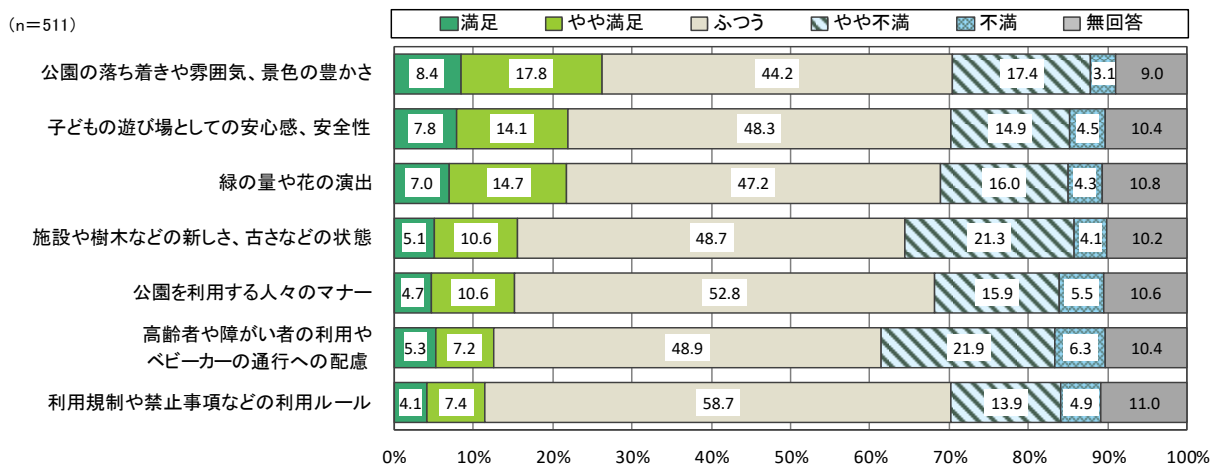


子どもから高齢者まで日常的に安心して憩える公園、緑や花の彩りを楽しめる公園が求められており、快適性、安全性を高める維持管理が望まれている。

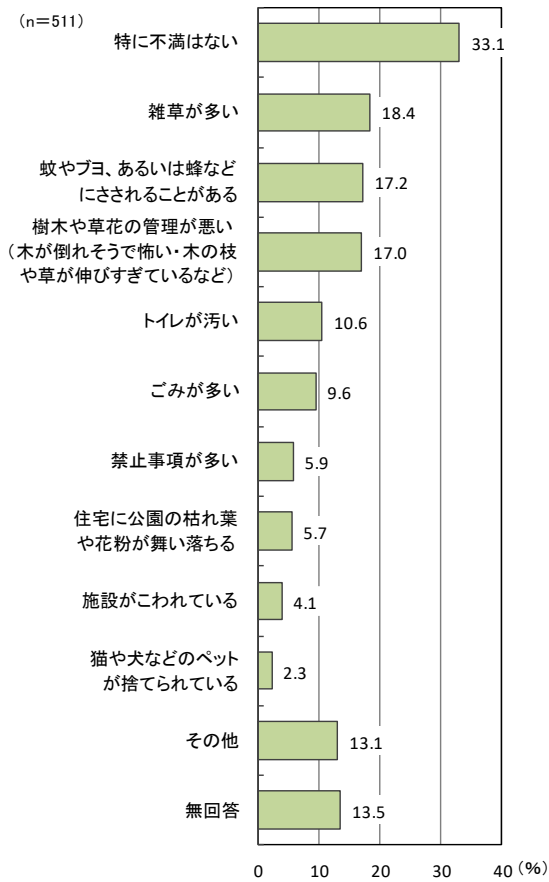
問6 公園の利用頻度



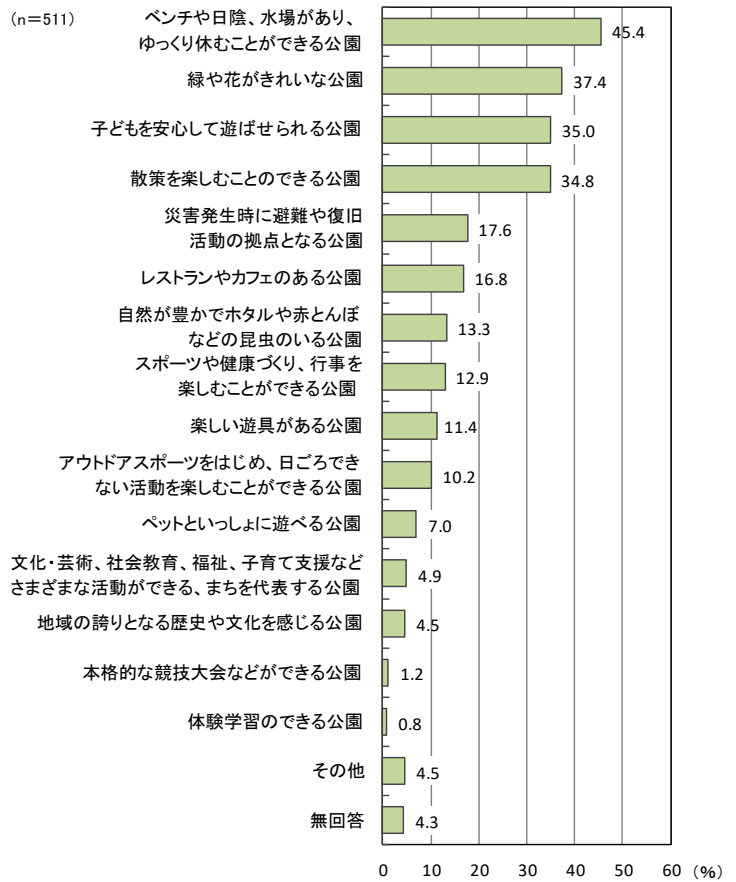
問7 住まいの近くの公園の満足度



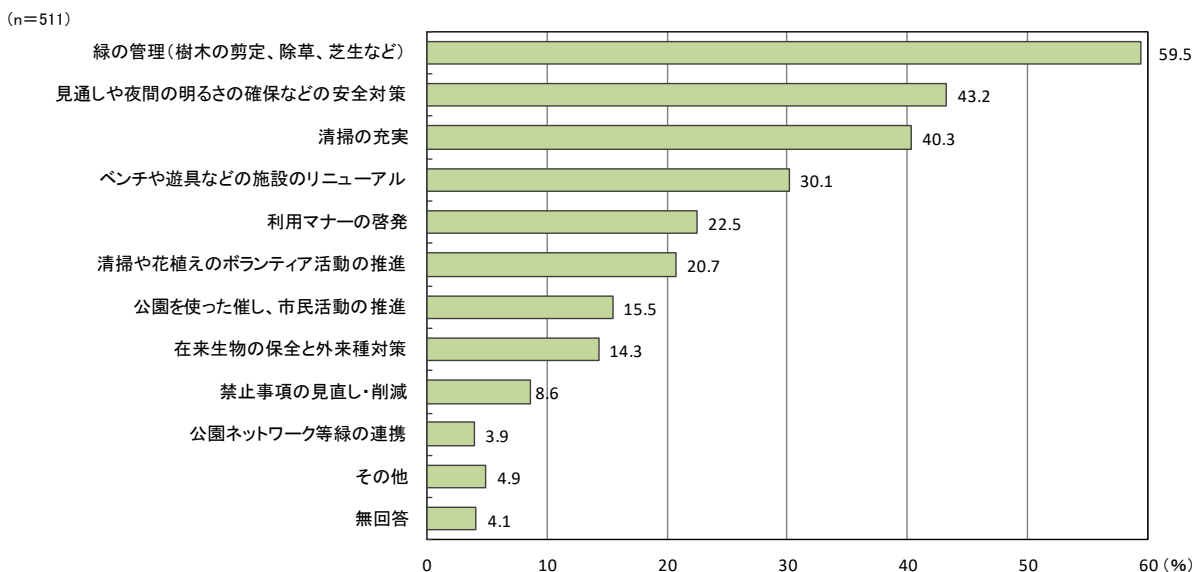
問8 お住まいの近くの公園の管理状況について気になる点（複数回答可）



問9 住まいの近くに欲しい公園（3つまで複数回答可）



問10 公園の管理・運営について今後特に重要だと思うこと（3つまで複数回答可）



④これからの狛江市の「緑」と取組について

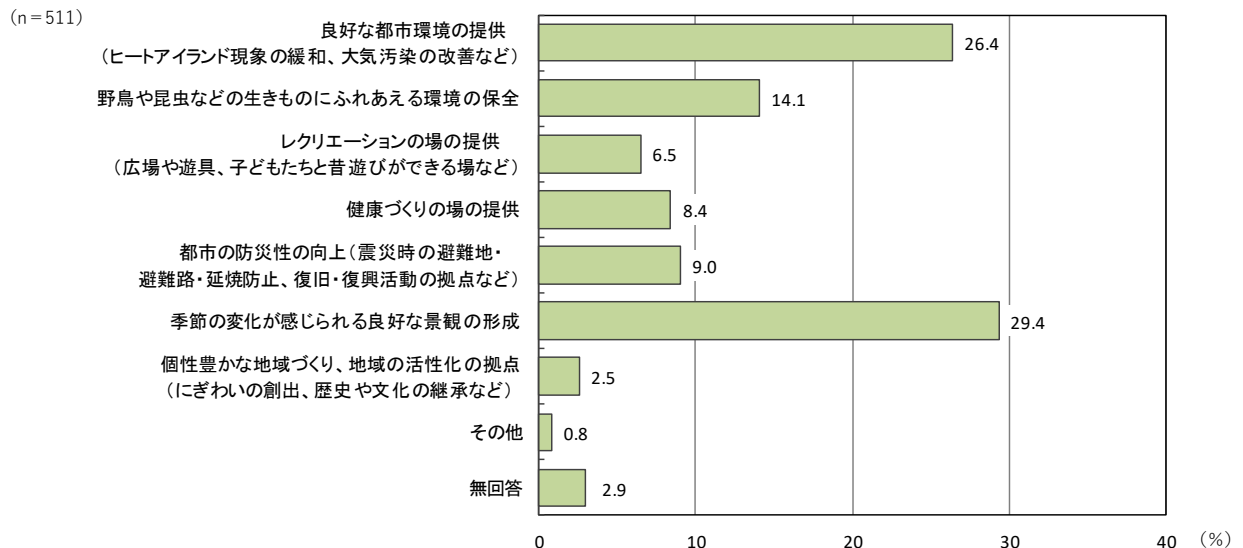
- 緑に期待する主な役割は、季節の変化が感じられる良好な景観形成や、良好な都市環境の提供である（問 11）。
- 狛江市の「緑」のために今後重要な取組は、今ある公園の再生・活用、屋敷林や神社・お寺などの緑を守る、農地の保全など既存の緑の保全・再生に関わる事項である。また、道路の緑（街路樹など）、公園や広場を増やすなど、公共の緑の増加も求められている（問 12）。
- 緑を守るため、増やすために市民自身にできることについては、自宅で気軽に始められることへの関心が高い一方で、公園や児童遊園の清掃、手入れなどの活動に参加するなど公共空間における活動への参加に対する関心はやや低い（問 13、14）。
- 若い世代は、クラウドファンディングへの参加や SNS による緑の魅力の発信といった項目にも関心がある（問 14）。
- 人々の目に映る緑を増やしていくためには、街路樹を育てる、大きな樹木・樹林地・農地を保全するといった回答が多い（問 15）。



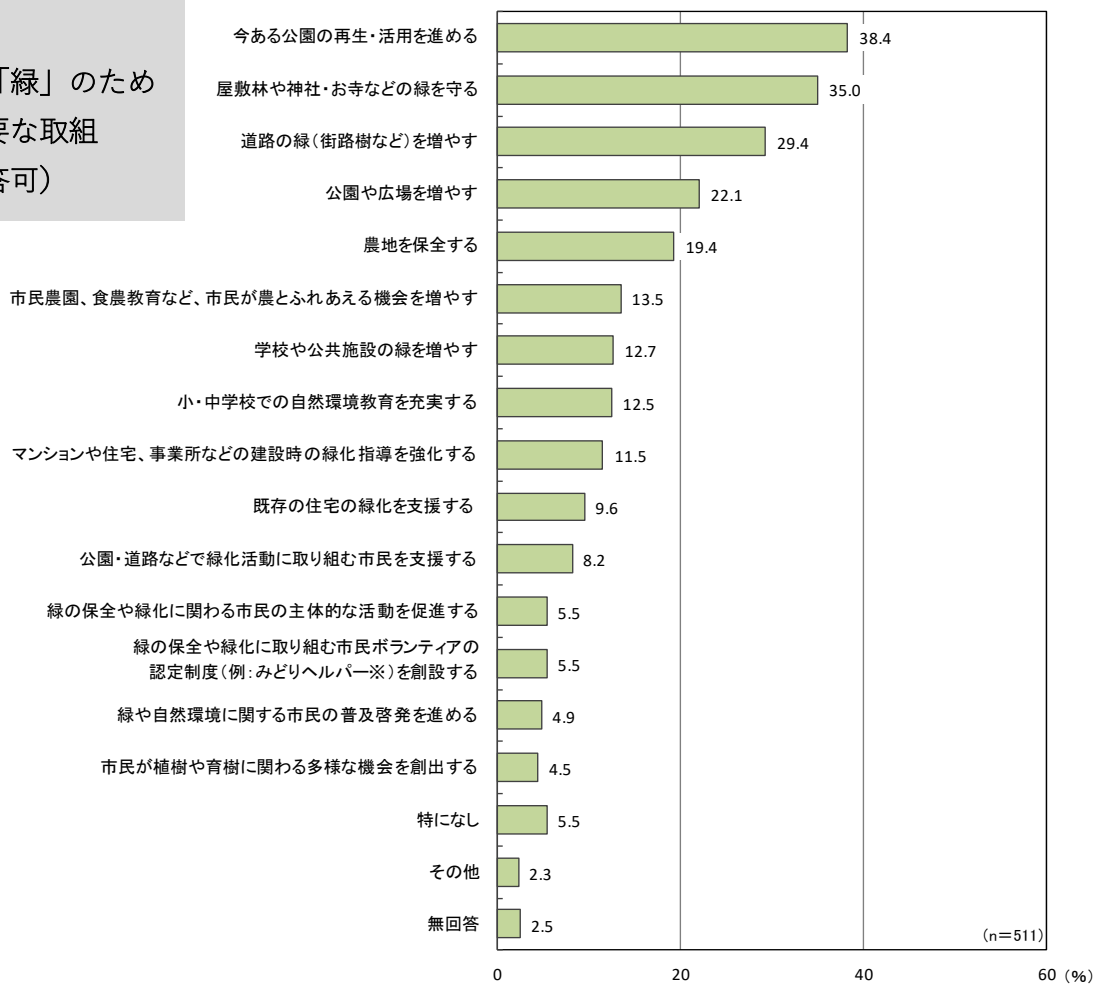
今後の取組として、既存の緑の守り継ぎつつ、住みやすいまちづくりに向け
質を高めていくことが期待されている。

市民自身の行動を促していくため、緑に関わるきっかけづくりや、
寄附、情報発信の支援など新しい参加・協働手法の検討も必要。

問 11 狛江市の「緑」に期待する役割（複数回答可）

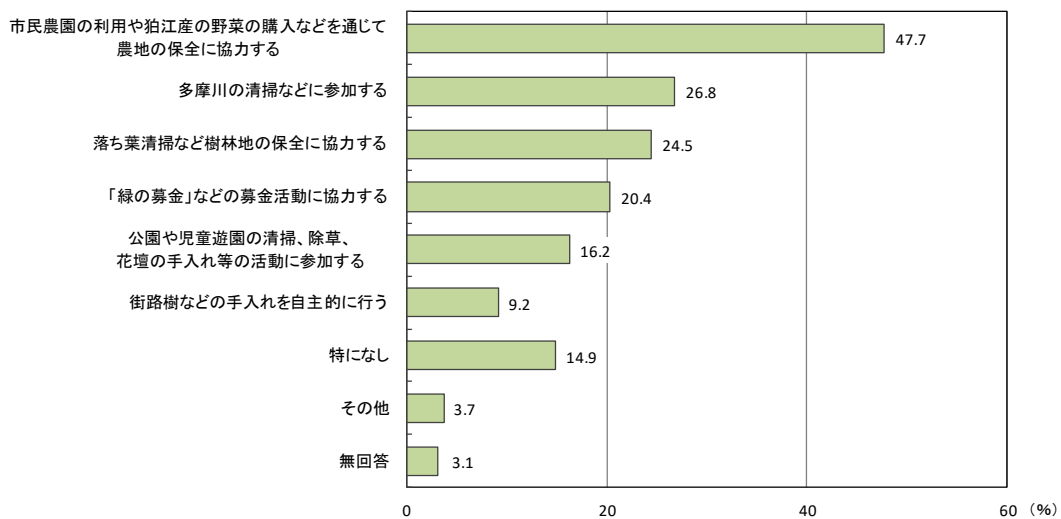


問 12
 狛江市の「緑」のために
 今後重要な取組
 (複数回答可)



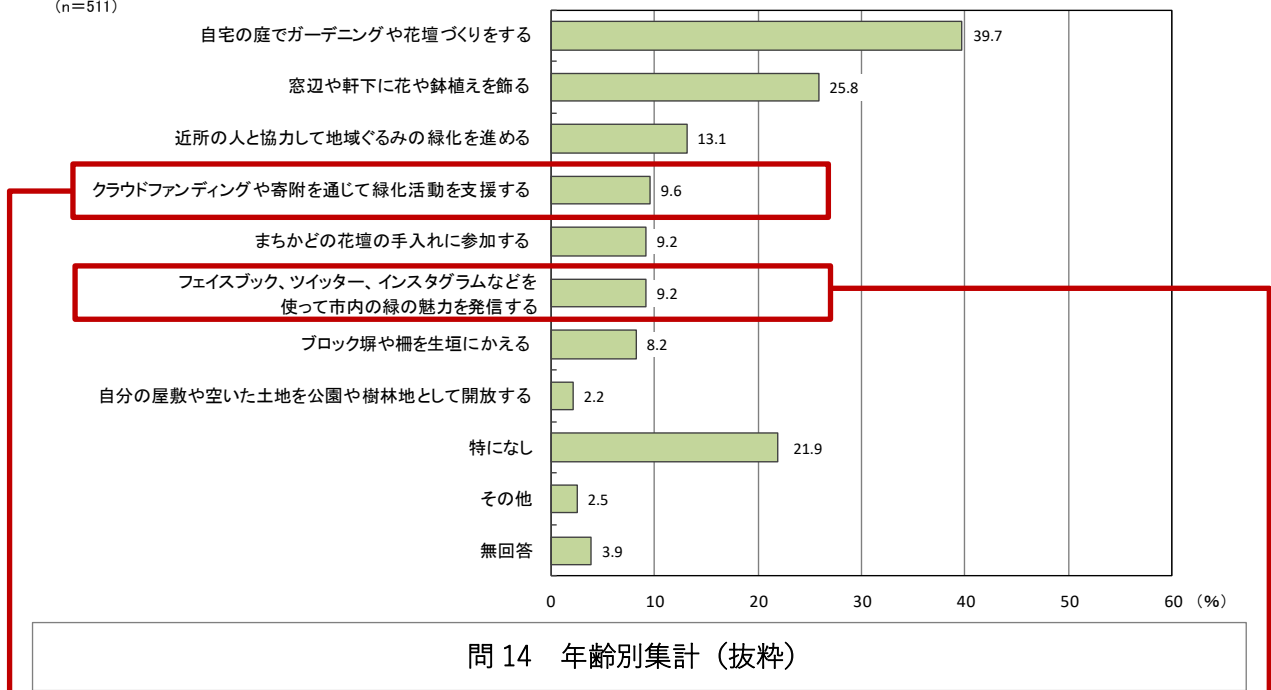
問 13 狛江市の「緑」を守るために自身がしたいこと (複数回答可)

(n=511)



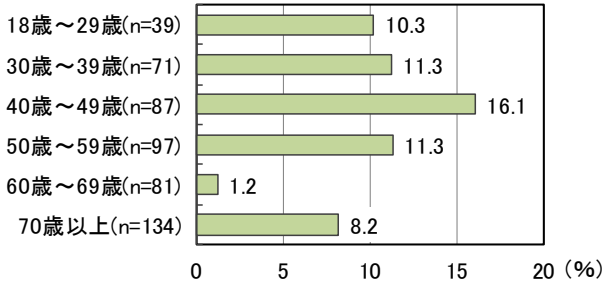
問 14 狛江市に「緑」を増やし、つないでいくために自身がしたいこと（複数回答可）

(n=511)

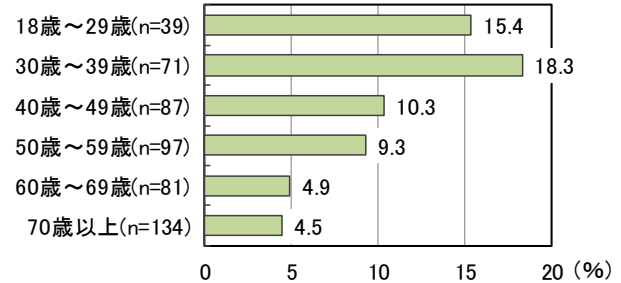


問 14 年齢別集計（抜粋）

クラウドファンディングや寄付を通じて緑化活動を支援する

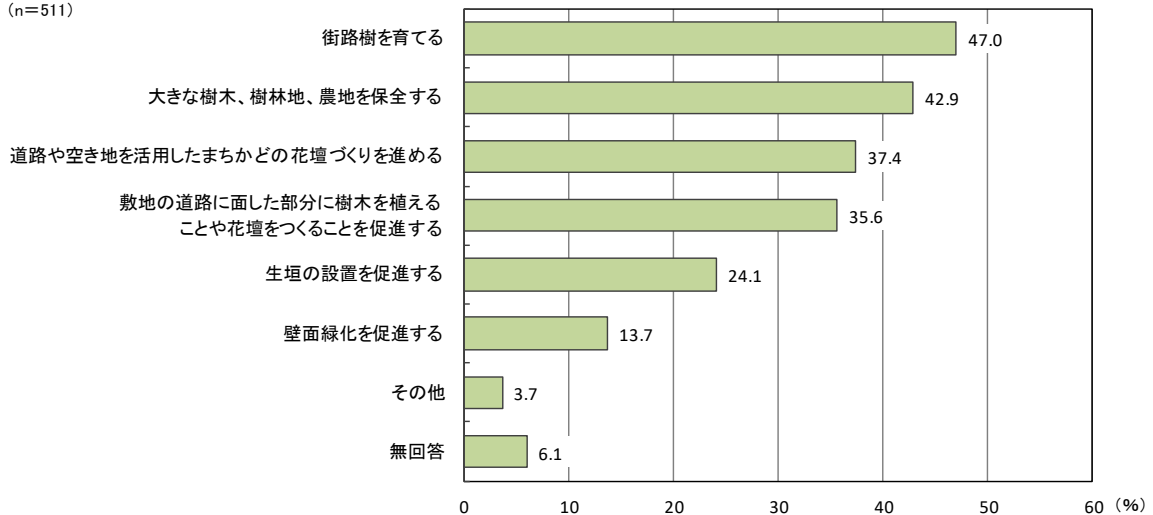


フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどを使って市内の緑の魅力を発信する



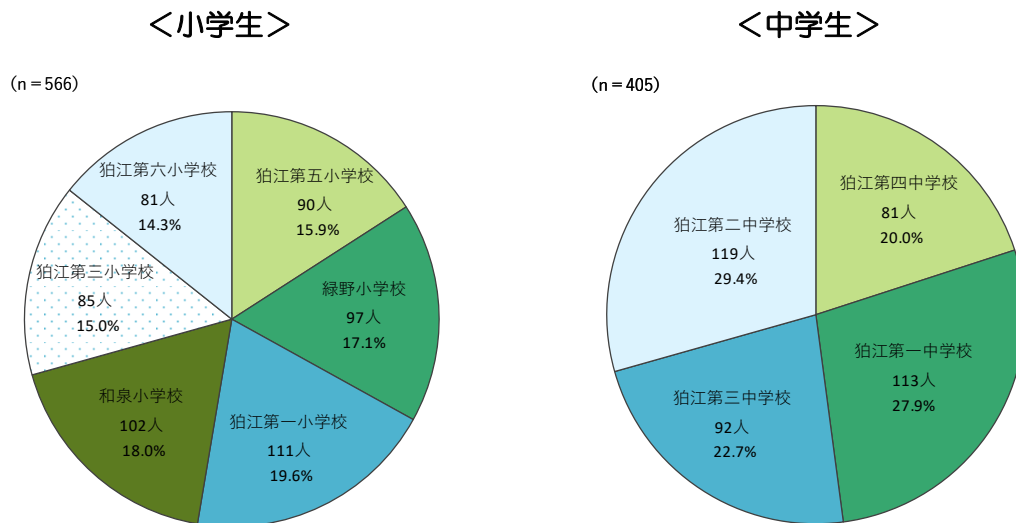
問 15 生活空間の中で人々の目に映る緑を増やしていくために重要な取組（複数回答可）

(n=511)



(3) 小・中学生アンケート結果

①回答者の属性



小中学校の学区をもとに以下のように「北部」「中部」「南部」に分け、アンケートの集計・分析を行っています。

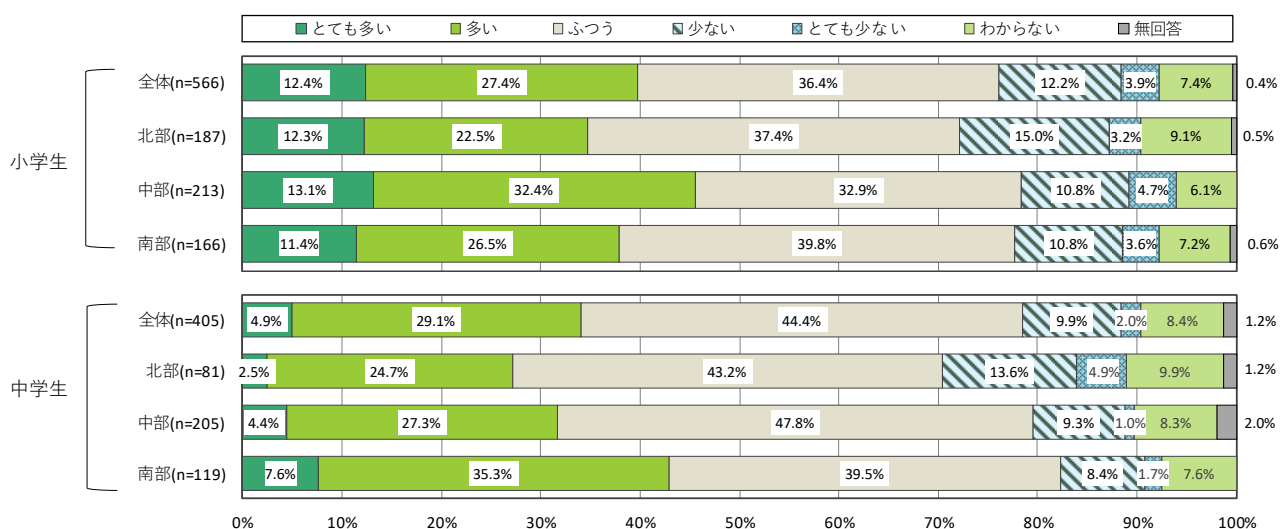
	北部地区	中部地区	南部地区
小学校	狛江第五小学校 緑野小学校	狛江第一小学校 和泉小学校	狛江第三小学校 狛江第六小学校
中学校	狛江第四中学校	狛江第一中学校 狛江第三中学校	狛江第二中学校

②家の近くの「自然（緑や水辺）」の量について

〇家の近くの「自然（緑や水辺）」の量について、「とても多い」「多い」と感じている人は、小学生は4割程度、中学生は小学生より減少し3割強程度である。



少ないと感じている人は少なく、今後量を増やすことは必ずしも重要ではない。



③よく行く「自然のある場所」について

○よく行く「自然のある場所」は家や学校の近くが多く選ばれているほか、「野川」「前原公園」など特徴的な場所へは居住地にかかわらず利用されている。一方、比較的小規模な公園・児童遊園などは、地域内での利用が中心である。

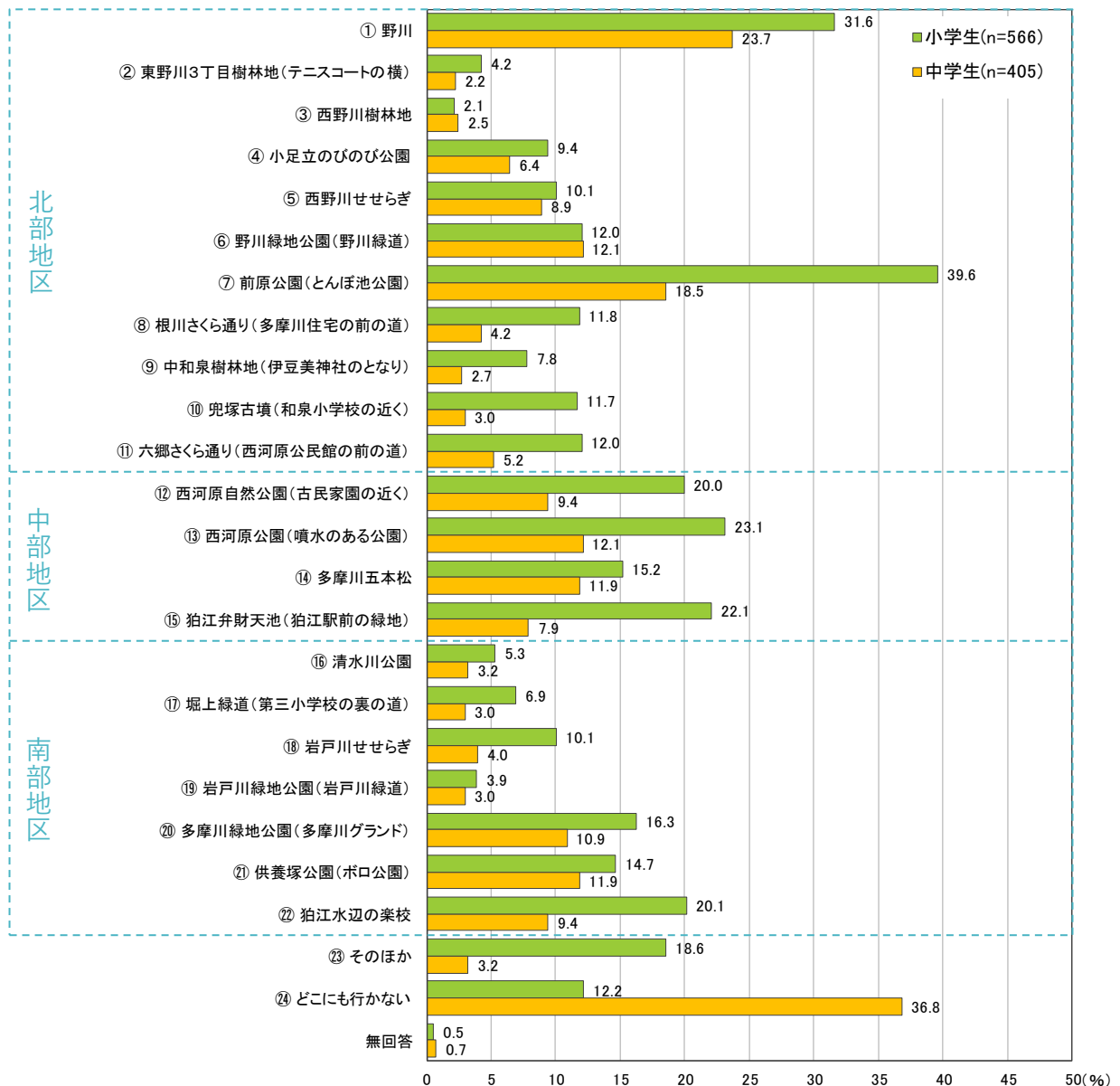
○中学生になると自然がある場所に行く割合が低下する。その背景として、学業や習い事など、時間の使い方の多様化により遊びの時間が減少すると推察される。



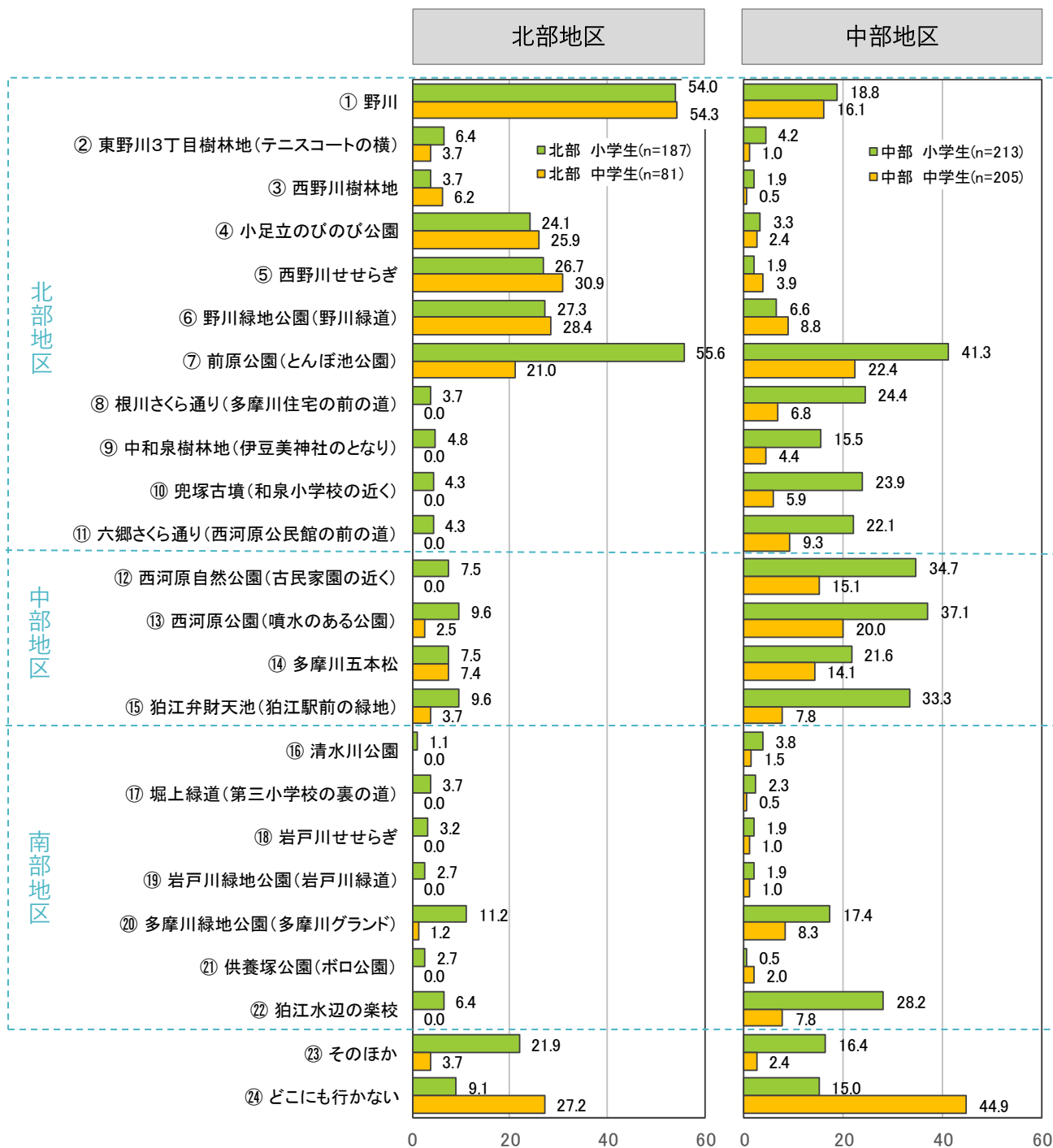
規模に応じた公園・児童遊園の役割・機能を考えていくこと、
それぞれの場所での「特色づくり」が必要である。

小学生のうちから、自然と触れ合う機会をつくることも重要。

問 よく行く「自然のある場所」（複数回答可） 全体の集計結果

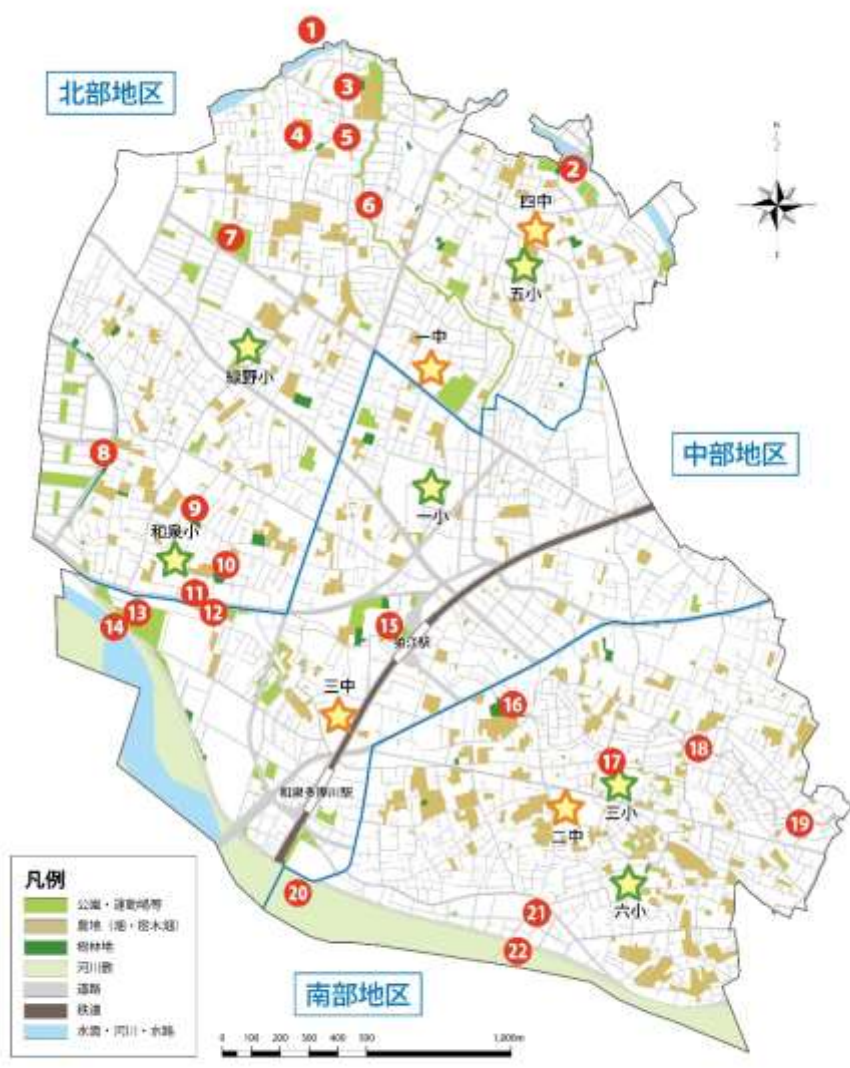
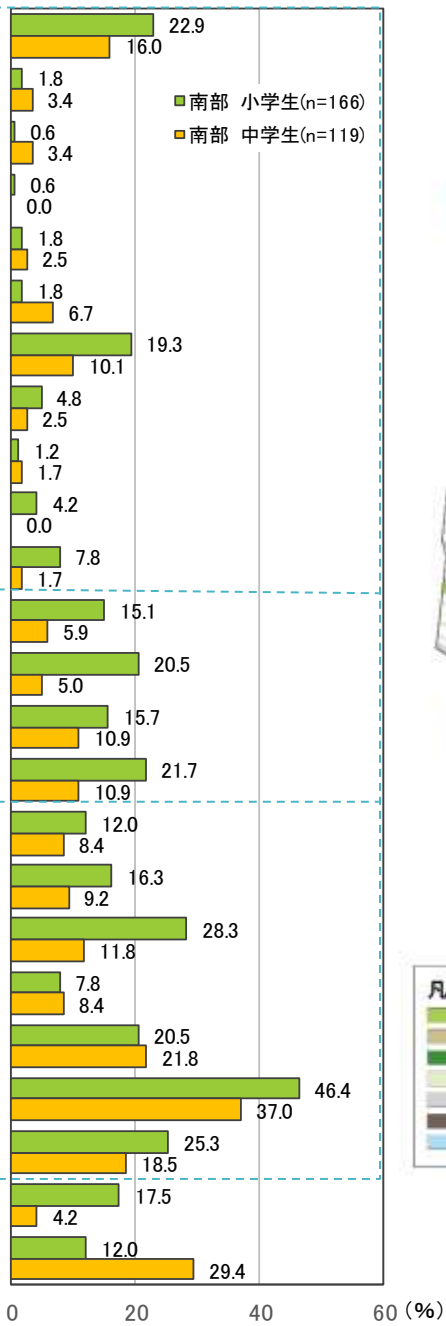


問 よく行く「自然のある場所」(複数回答可) 地区別の集計結果



※回答者の地区区分は小中学校の学区をもとにしているため、実際の立地と利用の傾向にずれが生じている場合があります。

南部地区



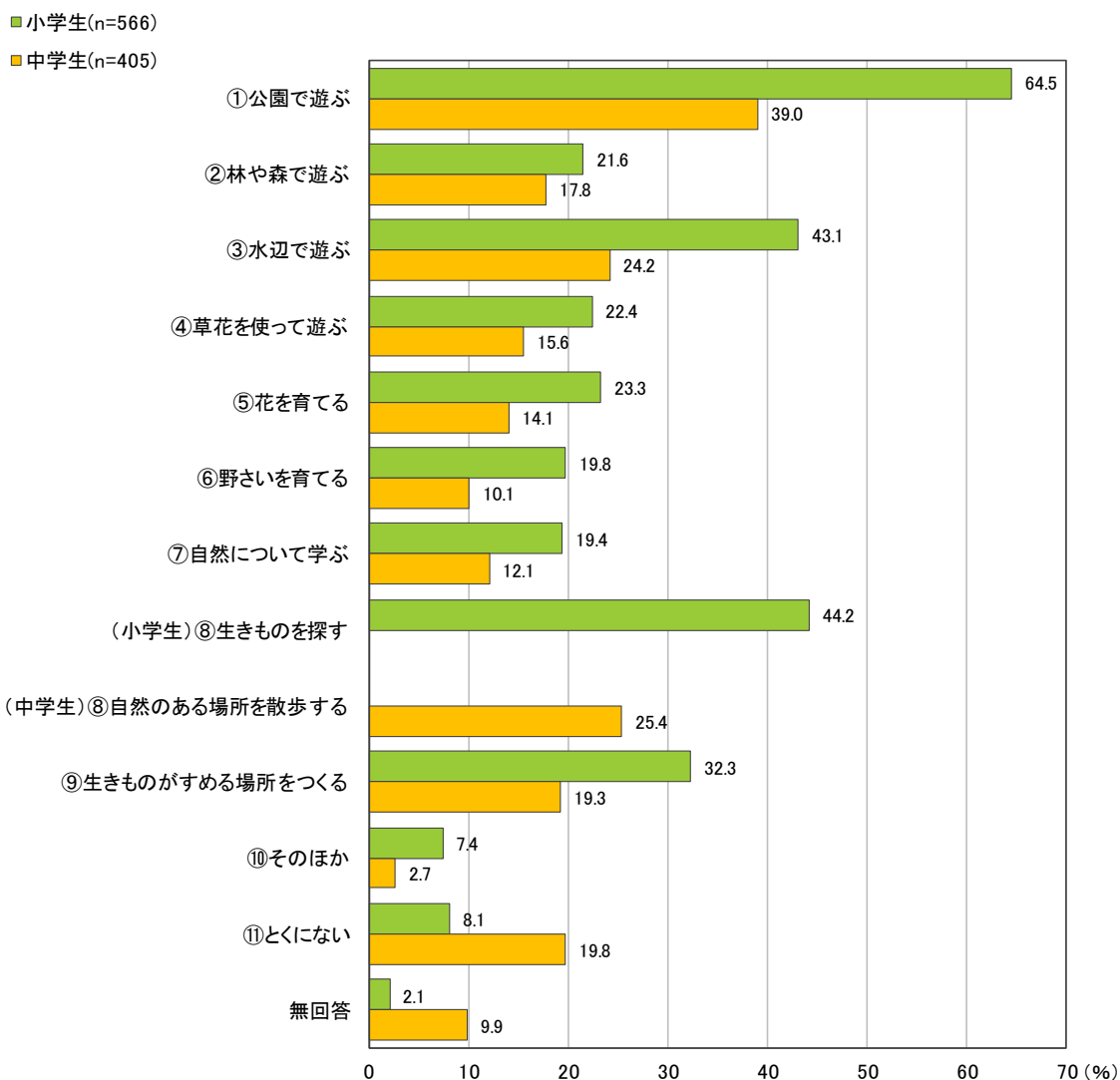
④自然（緑や水辺）の楽しみ方について

○自然の楽しみ方は「公園で遊ぶ」「水辺で遊ぶ」「生きものを探す」といった項目が多く、特に小学生は中学生よりも様々な項目に興味を示している。



子どもたちが自然（緑や水辺）、生きものに触れる機会や意識醸成の場として、公園も重要。

問 自然（緑や水辺）の楽しみ方（複数回答可） 全体の集計結果



【⑩そのほかの具体的内容】

- ・水辺で釣りをする (5件)
- ・木陰、ベンチでのんびりする (5件)
- ・サッカー、野球などをする (4件)
- ・キャンプで探検、サバイバルごっこをする (3件)
- ・生きものを探す、触れ合う (3件)
- ・秘密基地、遊び場を作る (3件)
- ・見て楽しむ (3件)
- ・木に登る (2件)
- ・生きものを飼う (2件)
- ・自転車でサイクリングして自然を感じる (2件)
- ・生きものの餌を集める
- ・生きものが気に入る場所を作る
- ・草をつなげる
- ・鳥などを呼ぶ
- ・生きものや花などの自然の風景を写真に撮る
- ・木で工作をする

4 ワークショップ結果概要

(1) 開催概要

①目的

緑の基本計画改定に向けた市民意識の把握の一環として、検討委員会での議論、市民アンケート結果をふまえ、市民にとって質の高い緑、緑地保全、公園をテーマに、課題を抽出して「市民にできること」を提案していただくことを目的に、ワークショップを開催しました。

②各回のテーマ・参加人数

	開催日	テーマ	参加人数
第1回	平成31年 2月9日(土)	◆基調講演 「狛江市緑の基本計画改定に向けて」 (東京農業大学 宮林茂幸教授) ◆ワークショップ 狛江市民にとって質の高い緑とは？ ～量から質への転換に向けて～ ・心地よさを感じる緑・大切にしたい緑 ・心地よさを感じる緑・大切にしたい緑を増やすアイデア	19名
第2回	平成31年 3月2日(土)	◆ワークショップ 市民の手で守りつなぐ狛江市の緑 ・守っていききたい樹林地、農地 ・保全に向けて市民ができる取組のアイデア	22名
第3回	平成31年 3月16日(土)	◆ワークショップ みんなが行きたくなる公園づくり ・身近な公園、緑道のよいところ・気になるところ ・公園、緑道の魅力アップのアイデア	大人20名 子ども7名 学生3名



基調講演 (第1回)



意見の発表 (第2回)



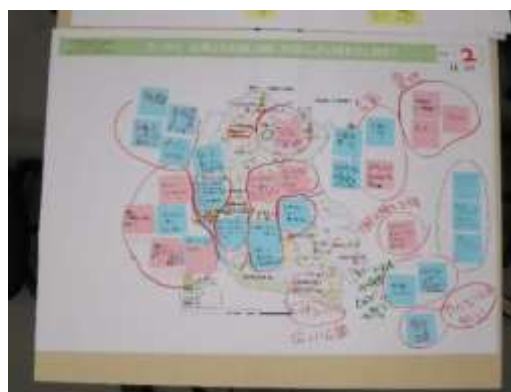
子どもたちのワーク (第3回)

(2) 各回の参加者からいただいた主な意見

① 狛江市民にとって質の高い緑とは？ ～量から質への転換に向けて～

ワークのテーマ	主な意見（各班に共通して見られた意見）
心地よさを感じる 緑、大切にしたい緑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩川河川敷、多摩川緑地公園、水辺の楽校 ・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区 ・ 野川緑道、野川緑地公園 ・ 六郷さくら通り ・ 生産緑地、農地 ・ 樹林地 ・ 住宅地の緑
心地よさを感じる 緑、大切にしたい緑 を増やすアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>四季が感じられる樹木や花を植える</u>、樹木の種類を増やす ・ <u>樹木や緑について知ることができる仕掛け</u>、機会をつくる ・ <u>緑に関わる活動に気軽に参加できる機会</u>をつくる ・ 緑に関わる活動をする人たちを表彰、評価できる仕組みをつくる ・ 緑そのものだけでなく、緑のある風景を守る

第1回
WSの成果



②市民の手で守りつなぐ狛江市の緑

ワークのテーマ	主な意見（各班に共通して見られた意見）
守っていききたい 樹林地・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区 ・ 野川緑地公園、野川緑道 ・ 伊豆美神社 ・ 兜塚古墳周辺の樹林地 ・ 東野川の樹林地 ・ 西野川の樹林地 ・ 多摩川緑地公園、水辺の楽校
保全に向けて市民ができる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>狛江市の緑、樹林地、樹木、農地について</u>知ることができる情報発信 ・ 市民の参加につながる情報発信 ・ 親子で参加できる自然体験、活動 ・ 農業に触れられる場所づくり、地産地消につながる取組 ・ 樹林地や落ち葉の活用（イベント、堆肥化して農地に使うなど） ・ 市民ボランティアによる樹林地管理

第2回
WSの成果

③みんなが行きたくなる公園づくり

ア 大人の参加者の意見

ワークのテーマ	主な意見（各班に共通して見られた意見）
身近な公園、緑道のよいところ・気になるところ	<p>〔よいところについての意見が多い公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前原公園 <p>〔よいところ、気になるところがそれぞれある公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野川緑道 ・小足立のびのび公園 <p>〔気になるところについての意見が多い公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西河原自然公園 <p>〔公園全般について気になるところ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花木、草花が少ない ・休憩場所が少ない ・いろいろな世代が憩える場になっていない ・もっと水辺を活かしてほしい
公園、緑道の魅力アップのアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の特色、シンボルをつくる ・公園内の樹木、草花に名札をつける ・公園について知る機会を増やす（情報発信、公園めぐりのイベントなど） ・多世代が交流できる場や機会をつくる ・市民、地域主体の公園管理を進める ・市南部において公園の確保を進める

第3回
WSの成果



イ 子どもたちの意見

ワークのテーマ	主な意見（要旨）
身近な公園、緑道のよいところ・気になるところ	<p>〔イチ押しの公園〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江プレーパーク：漫画を読んでいる。ちゃんばらをしている。 ・ 喜多見ふれあい公園 ・ 西河原自然公園 ・ さるやま（おそらく小足立のびのび公園） ・ 大公園：ボールが使える ・ パンダ公園
公園、緑道の魅力アップのアイデア	<p>〔公園にあったらいいもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 樹木・川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然スペース（花や草を伸ばしておくところ） ・ サクラとそれ以外の種類を交互に植える。間にハンモックを置きたい。 ・ 食べられる魚が泳いでいる川：汚い川だと泳ぐ気がなくなる。 ● 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ ツリーハウス ・ 電灯 ・ ゴミ箱 ・ ピザ窯（火を使いたい） ・ 更衣室（着替え室） ・ 座れるところ ・ ブランコ：靴飛ばし選手権をしたい。 ・ 本棚（漫画を置いてほしい）：インドア派の人も楽しめる。 ・ スノボができるような丘 ・ 水道 ・ トイレ ● 遊具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 卓球台 ・ バレーコート（ドッジボールかも） ・ テニスコート。テニスの壁打ちができるところ ・ 巨大トランポリン ・ ターザンロープ、公園の周りをくさりで囲む。 ・ オリジナルの遊具 ・ 一回転するようなブランコ ・ 宇宙エレベーター ・ 鉄棒 ・ 木エスペース、丸太、道具箱 ・ うんてい ・ アスレチック <p>〔公園の改善してもらいたいこと〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止事項がないと楽しめる。 ・ ボール遊びがしたい。 ・ トイレがないと困る。 ・ ヤンキーっぽい人がいる。けんかしていると怖い。 ・ ごみが多い。かべやトイレに落書きがしてある。 ・ 夕方や冬は暗い。

5 用語解説

あ行	アドプト制度	市民団体や企業などの団体が、市が管理する道路や公園などの公共施設等の特定の範囲において、清掃及び美化活動を行う制度。狛江市は、ボランティア保険の加入や清掃用具等の支給などでアドプト活動を支援している。
	生け垣造成	樹木を列状に密接させて植え込み、剪定により形を整えたもの。生け垣には、区画・仕切り、立入防止、修景、眩光防止、目かくし、通風・日射の調節、防火、防風、防塵など多様な機能がある。
	援農ボランティア	農業者の担い手不足に対応するために、住民がボランティアで農作業の手伝いを行うこと。
	屋上緑化	建築物の屋上部分を緑化すること。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や、室内温度上昇の軽減などによる省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。
	オープンガーデン	公開された個人庭園のこと。景観の向上や、開放された庭園に訪れた人々との交流を深めることが期待できる。
	オープンスペース	都市において建築物が建っている建ぺい地と交通用地（道路、線路など）を除いた部分のこと。
か行	街区公園	主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。1箇所当たりの面積0.25haを標準として配置される。
	開発事業	建築物の建築、土地の区画形質の変更などを行うこと。
	外来種	もともとその地域に生息・生育していなかった種で、人間の活動によってほかの地域から入ってきた生物のこと。外来種には、海外から日本にもちこまれた種と、国内由来の外来種とがある。
	緩衝帯	騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、後背地の環境保全のために道路や工場などの施設に沿って配置された緑地や工作物のこと。
	幹線道路	都市間の広域的な交通処理の連絡機能を持つ道路など、骨格的な道路網を形成する道路のこと。
	管理協定制度	特別緑地保全地区などの土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区などの管理の負担を軽減することができる。
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たりの面積2haを標準として配置される。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
	合流式下水道	家庭排水（汚水）と雨水をあわせて「下水」といい、汚水と雨水を1つの同じ管で集める方式が「合流式下水道」、汚水と雨水を別々の管で集める方式が「分流式下水道」である。
	狛江市環境基本計画	狛江市環境基本条例に基づき、環境の保全などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。

か行	狛江市基本計画	狛江市基本構想を実現するため、狛江市のまちづくりや行財政運営を合理的かつ計画的に執行するための指針となるもの。
	狛江市基本構想	総合的かつ計画的な行政運営を進めるための基本的な指針であり、狛江市の最も上位の計画となるもの。各種計画の基本となるものであり、これに従って具体的な計画を策定することになる。
	狛江市生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第十三条第1項に基づく「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、生物多様性に係るまちづくりを着実に進めていくためのよりどころとなるもの。
	狛江市都市計画マスタープラン	市民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための道路・公園づくりなど、さまざまなまちづくりに関する基本的、総合的、長期的な方針のこと。
	狛江市農業振興計画	狛江市の農業の活性化および振興の推進において、将来にわたって市民の期待に応える狛江市農業を確立するための計画のこと。
さ行	市街化区域	良質な市街地の形成を図る目的で都市計画区域を区分する区域の一つ。既に市街地を形成しているところと、おおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべきところに対し、設定される。
	市民農園	自然との触れ合いを求める市民に対し、その機会を提供するために、レクリエーション活動として野菜や花などの栽培を行えるよう、農地を一定区分に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。
	市民緑地契約制度	地方公共団体又はみどり法人が、土地などの所有者と契約を締結して、市民緑地（土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設）を設置管理する都市緑地法の制度。
	市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する都市緑地法の制度。
	社寺林	神社や寺院が所有する森林のこと。
	樹冠面積	樹木の枝葉（樹冠）が被覆する面積のこと。
	樹木被覆地	樹木で覆われている土地のこと。
	食育	食べ物についての学習や農業体験、生きものや農村の自然に触れ合うことによって、「食」や「農業」、「環境」の重要性について考えるきっかけとなるもの。
	薪炭林	薪や炭となる材を採る樹林のこと。主に萌芽更新が可能な広葉樹から構成される。
	生活道路	児童生徒の通学、近隣との往来など、市民が日常生活に使用する道路のこと。
	生産緑地地区	農業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法に基づき、緑地機能などを有する500㎡以上（市町村の条例により300㎡まで引き下げ可能。狛江市は300㎡に設定。）の市街化区域内の農地などで、市町村が都市計画に定める農地などのこと。

	生物多様性	野生生物が生息・生育する上で必要とする様々なタイプの自然環境（樹林、草地、農地、水辺など）が相互につながる生態系のネットワークのこと。
た行	体験農園	農業者が自ら開設・管理し、利用者が農家から直接技術指導を受けることができる体験型農園のこと。
	立川段丘	武蔵野台地に見られる河岸段丘の一つ。多摩川に近い段丘が立川段丘、それより一段高い段丘が武蔵野段丘と呼ばれる。
	段丘崖	段丘の端部にある、急傾斜な崖のこと。
	地下水涵養	降雨・河川水などが地下に浸透して、帯水層（地下水を含んでいる地層）に水が補給されること。
	地区計画	地区単位で「ミクロナ都市計画」の将来像や基本方針を定め、「地区整備計画」と呼ばれる区域を絞り込んで、法的な規制を適用するもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、道路、公園などの公共施設の配置などについての規定を定めることができる。
	沖積低地	河川の堆積作用によって形成された平野、もしくは沖積層によって形成された平野のこと。扇状地、後背湿地、自然堤防、三角州などの地形が形成される。
	特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地のうち、景観が優れているなど一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地区のこと。
	都市計画道路	都市計画法に基づき都市計画決定された道路のこと。自動車専用道路、幹線街路などがある。
な行	農の風景育成地区	農地や屋敷林が比較的まとまって残り、特色ある風景を形成している地区を指定する東京都の制度のことをいい、農地などの保全を図ることを目的として、都市計画制度などを活用するもの。
は行	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれる。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」とも言える。
	府中崖線	青梅市から調布市と狛江市の市境あたりまで続いている、延長約40kmの段丘崖のことで、立川崖線とも呼ばれる。下流ではほとんど高さはないが、上流部の立川付近では15mの程度の高さとなっている。
	壁面緑化	建築物の壁面部分に行う緑化のこと。
	防災協力農地制度	災害時に農地を避難場所として使用したり、生鮮食料品を提供していただくために、農地をあらかじめ登録する狛江市の制度のこと。
	保存樹木・保存樹林・保存生け垣	狛江市緑の保全に関する条例に基づき、緑地の保全などのために必要があると認めて指定する樹木、樹林、生け垣のこと。
ま行	道沿いガーデン	道に沿う敷地の境界部分に生け垣や花壇などを整備することで、小さなスペースから緑化を行う狛江市独自の取組。道沿いガーデンに期待される機能として、景観向上機能、生活環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、自然環境保全機能、防災機能などがある。

ら行 緑地協定	都市緑地法に基づく制度で、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができる。
緑視率	写真に写った樹木などの緑の面積が写真全体に占める割合。本計画では、「狛江市緑の実態調査」により市内 78 地点 282 箇所撮影した写真から測定したデータを用いている。
緑地率	永続性や公開性の高い空間である、都市公園などの施設緑地と、法律や条例などの指定に基づく地域制緑地の面積が、市域に占める割合。
緑被率	植物の緑によって覆われた土地の面積の割合。本計画では、「狛江市緑の実態調査」により平成 30 (2018) 年 5 月 21 日に撮影した航空写真から測定したデータを用いている。

登録番号(刊行物番号)

H31-65

狛江市緑の基本計画

(令和2年度～令和11年度)

令和2年3月

発行	狛江市
編集	狛江市環境部環境政策課 狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話	03-3430-1111
頒布価格	690円

